

佐久市介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の利用料金についてのQ & A

Q. 訪問介護サービス（独自）の請求において、利用回数で単価に違いがあるが、どのようなためか。

また、単価の違いが大きいため、利用回数の制限を事業所で行うことは正当か。

A. 総合事業の単価は、国が定める単価を上限として、市町村が定めることとされています。当市では国において定められている月額報酬、1回あたりの単価をもとに単価設定を行っております。

また、サービス利用回数については、利用者に対しアセスメントを実施し、必要と判断された回数をケアプランに位置づけた上で提供して頂くこととなるため、利用者の必要性に応じて提供して頂くようお願いいたします。

Q. 要支援1相当で月に5回以上、要支援2相当で9回以上と定額利用料（報酬）となると、1回あたりの利用料が変わってくるため、回数の制限を設けていただきたい。

また、上限回数を超える場合のサービス提供の拒否を可能としていただきたい。

A. 総合事業の単価は、国が定める単価を上限として、市町村が定めることとされており、当市では国において定められている月額報酬、1回あたりの単価をもとに単価設定を行っております。サービス利用回数については、利用者に対しアセスメントを実施し、必要と判断された回数をケアプランに位置づけて利用するものであり、市として回数制限を設けることは考えておりません。また、上限回数の超過によりサービス提供の有無を決めず、利用者の必要性に応じて提供して頂くようお願いいたします。

Q. 加算については、どのようなになるのか

A. これまでと変更はありません。

Q. 通所型サービス（独自）において、入浴したら加算を請求させていただきたい。

（要介護では、入浴する方としない方は利用料が異なる）

A. 通所型サービス（独自）において入浴は単位数に包括されているため、入浴の有無に関わらず、利用料は一律となります。

Q. 事業対象者の方は原則週1回程度と制限があるが、週1回以上利用するためには書類を提出すれば簡単に利用できると解釈してよいのか。

A. 事業対象者の方が週1回以上サービスを利用するためには、アセスメントの結果、週1回以上の利用が必要と判断され、事前にケース連絡会等で協議していただいた上で、協議内容を「総合事業対象者（区分支給限度額・利用回数）変更申請書」に記載していただき、介護予防サービス・支援計画票と合わせて市へ提出していただく必要があります。

Q. 日割はどのようなになるのか。

- A. 回数の算定であれば、日割は行いません。ただし、利用回数により月額包括報酬となり、厚生労働省の「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」に該当する場合は、日割計算を行い、請求してください。